

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物） 第一条（略） 一〇百三十二（略） 百三十三（略） 百三十四 ――ブチル―N―（ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類 百三十五（略） 百三十六〽百五十六（略） 百五十七（略） 百五十八 ――（五―フルオロペンチル）―N―（ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）―H―ピロロ〔ニ・三―ピリジン―三―カルボキサミド及びその塩類〕 百五十九（略）</p>	<p>（指定薬物） 第一条（略） 一〇百三十二（略） 百三十三 N―（ニ―フェネチルペリジン―四―イル）―N―フェニルアセトアミド及びその塩類 （新設） 百三十四 ――（四―フルオロフェニル）―ニ―（イソプロピルアミノ）ペンタン―一―オン及びその塩類 百三十五〽百五十五（略） 百五十六 ――（五―フルオロペンチル）―N―（ニ―フェニルプロパン―ニ―イル）―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類 （新設） 百五十七 「―（五―フルオロペンチル）―H―ベン</p>

百六十 (略)

百六十一 二一 (八―ブロモ―二・三・六・七―テトラヒ

ドロベンゾ「一・二―b..四・五―b'」ジフラン―四―

イル) エタンアミン及びその塩類

百六十二 (略)

百六十三〜二百十四 (略)

二百十五 (略)

二百十六 二一 (三―メトキシフェニル) ―二一 (メチル

アミノ) シクロヘキサノン及びその塩類

二百十七 (略)

二百十八〜二百三十四 (略)

ゾ「d」イミダゾール―二―イル」 (ナフタレン―

―イル) メタノン及びその塩類

百五十八 二一 (四―ブロモ―二・五―ジメトキシフェニ

ル) ―N― (二―フルオロベンジル) エタンアミン及

びその塩類

(新設)

百五十九 一― (八―ブロモベンゾ「一・二―b..四・五

―b'」ジフラン―四―イル) プロパン―二―アミン及

びその塩類

百六十〜二百十一 (略)

二百十二 (四―メトキシフェニル) (一―ペンチル―

H―インドール―三―イル) メタノン及びその塩類

(新設)

二百十三 二一 (二―メトキシフェニル) ―一―H―

(一―メチルピペリジン―二―イル) メチル」―H

―インドール―三―イル) エタン及びその塩類

二百十四〜二百三十 (略)